

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分（ただし、労働者災害補償保険審査官の決定により一部取り消された部分を除く。）を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務職として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務を終え帰宅途中、道路を横断していたところ、自動車にはねられ転倒し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C病院に搬送され「頭部打撲、胸部打撲、頸椎捻挫」と診断され、翌日、Dクリニックに受診し「頸椎捻挫、脳脊髄液減少症」と診断され、加療を続けている。その後、請求人は、同年〇月〇日、E病院に受診し「外傷性頸部症候群、脳脊髄液減少症」と診断された。

請求人は、上記傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（以下「請求期間」という。）の休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、平成〇年〇月〇日以降の通院日〇日分に係る休業給付を支給しないとした処分を一部取り消し、その余を棄却する旨の決定をしたので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、原処分全体の取消しを求める旨の本件再審査請求に及んだものであるが、労働保険審査官及び労働保険審査会法第49条第3項第2号には、「審査官において、再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部(又は全部)を取り消す決定書の謄本を発している場合、その部分についての再審査請求は、取り下げられたものとみなす。」旨が規定されていることから、審査官決定で認容された〇日分に係る休業給付請求処分については、当審査会の審理の対象外となる。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間における休業給付の請求に対し、これを支給しないとした原処分(ただし、審査官の決定により一部取り消された部分を除く。)が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人は本件事故に起因して「脳脊髄液減少症(漏出症)」を発症したものであり、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの全ての期間で就労できる状態ではなかったから、請求期間全てについて休業給付を支給すべきである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 当審査会においては、まず、請求人が被災した事故当日及びその後の状況について、精査することとしたところ、以下のような事実が認められる。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日、徒歩にて勤務先から帰宅途中、午後6時10分頃に横断歩道のない交差点で第三者運転の車によりはねられ転倒した。請求人は、事故の状況について、第三者行為災害届において「後頭部を含む上半身を強く道路に打ち、負傷しました。」と記載しているが、「加害者は、

私をはねた後、自転車はどこか？等と質問してきたため、私のことが見えてなかつたことは明らかである。」とも記載しており、事故直後においても意識を失うようなことがなかつたことは明らかである。

イ 請求人は、直ちにC病院に搬送され、「頭部打撲、胸部打撲、頸椎捻挫」と診断され、本件事故の当日は同病院にて入院となつたが、搬送時は、意識レベルが清明であり、歩行は可能で、神経学検査でも異常所見は認められなかつたのみならず、同日及び翌日に実施した頭部CTによつても異常はなく、外傷性の症状も確認できなかつた。請求人は、本件事故の翌日から通院に便利との理由でDクリニックに転医して社会復帰に向けてリハビリテーションをすることとなり、後に同病院にて「脳脊髄液減少症」との病名も加えられた。請求人は、その後いくつかの病院において検査を実施し、同年○月○日にはE病院において診断を受け、同年○月○日から○日まで同病院にて腰椎部ブラッドパッチ実施の伴う入院となり、その後も同病院に通院している。

ウ 請求人は、頭痛、めまいのほか、全身にわたる多様な症状を訴える中、請求人の治療に当たつたF医師も、ゆっくりと治療効果がみられるとしている。

エ 請求人の脳脊髄液の漏出について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日のCTミエログラフィーにおいて穿刺部位と連続しない硬膜外造影剤漏出所見が認められる。」と述べている。

(3) 請求人らは、請求人に生じている様々な身体症状は、脳髄液の漏出によるものであり、その原因は本件事故にあると主張する。しかしながら、上記の経過から明らかなように、請求人は事故発生時に意識を失うほど強度に、頭部を痛打したとは判断できず、また、上記のとおり、一定期間を経過した後に「脳脊髄液減少症」であるとの確定診断が行われ、様々な症状を訴えるに至つてはいるものであり、同症状が「脳脊髄液減少症」に由来するものであること及び同傷病が本件事故に起因するものであることを推認するにも論拠は余りに希薄であると言わざるを得ない。

(4) 当審査会としては、請求人が訴える頭痛、めまい、嘔気、頸部痛、腰背部痛、両手足痛、両手しびれなどの現症状は、請求人に発症した頸椎捻挫によるものと考えることが妥当であり、当該症状が長期にわたつて継続している事情は不明であると言わざるを得ないものと思料する。この点、H医師、F医師及びG医師の各意見書においても、「脳脊髄液減少症」と本件事故との関連について明

らかとされているとは言えず、その他一件記録を精査するも、いずれの意見書も、医学的な判断として、請求人の上記症状が脳脊髄液減少症（漏出症）に起因するものであることを、相当程度の信頼性をもって証明しているとは判断できないものである。

- (5) さらに、請求人らは、H医師の診断を根拠に本件請求を行っているところ、同医師は、電話聴取書において、休業を要した理由について「脳脊髄液減少症（漏出症）のため、吐き気が強く就労困難」と述べているが、あくまで請求人の自訴を理由に就業困難と述べているにすぎず、医学的な根拠をもって休業をやむなくする事態に至っているとの理由であるとは認め難いものである。なお、請求人は、多様な症状を訴え、就労は困難と述べるも、H医師作成の意見書には、就労見込について、「請求人は妊娠中であり、積極的な治療は行われていないため」と記載されており、日常生活が不可能なほど深刻な状態にあるとは認められないものである。
- (6) 当審査会としては、通院日の療養については頸椎捻挫の治療も含まれていると判断できるものであることから、療養のために休業を要したものと認めることが相当であると判断するも、その他請求人らが請求する全期間について、休業を要するものであったとは認められないものと判断する。
- (7) なお、請求人には自動車保険により平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで日額〇円として休業損害が支払われているところ、請求人の給付基礎日額が〇円であることから、自動車保険の日額は労災保険での休業給付額（給付基礎日額の60%）を上回っていることが認められ、本件休業請求期間のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までは休業給付の支給対象期間とはならないものであることを付言する。
- (8) 以上のとおりであるので、当審査会としても、請求期間について休業給付を支給しないとした原処分（ただし、審査官の決定により一部取り消された〇日分に係る休業給付に関する部分を除く。）は妥当であると判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した傷病は通勤によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業給付を支給しない旨の処分（ただし、労働者災害補償保険審査官の決定により一部取り消された部分を除く。）は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。